

事務権限の移譲に伴う変更点について (平成31年4月1日以降)

指定障害児通所支援事業所が奈良市に所在している場合

○指定障害児通所支援事業所に係る下記届出の提出先は、平成31年4月1日以降、奈良市となります。

【対象となるサービス】

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

【対象となる届出等】

- ・指定申請
- ・変更届、休廃止届
- ・体制届（加算等に関する届出）
- ・業務管理体制の整備に関する届出書（※）

※指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所が奈良市にのみ所在する事業者が対象（複数市町村に所在する場合は県へ提出）

○実地指導等の指導監査及び業務管理体制の確認検査は奈良市が実施します。

指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設が奈良市にのみ所在している場合

○同一法人において行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設が奈良市にのみ所在している場合、業務管理体制に関する届出の提出先は、平成31年4月1日以降、奈良市となります。

（※当該事業所が他市町村にも所在している場合は、届出先は従来どおり県となります。）

○業務管理体制の確認検査は奈良市が実施します。

指定定相談支援事業所が奈良市にのみ所在している場合

○同一法人において行う指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）事業所及び指定特定相談支援（計画相談支援）事業所が奈良市にのみ所在している場合、業務管理体制に関する届出の提出先は、平成31年4月1日以降、奈良市となります。

（※当該事業所が他市町村にも所在している場合は、届出先は従来どおり県となります。）

○業務管理体制の確認検査は奈良市が実施します。